

平成23年度概算要求の概要

平成22年8月

金 融 庁

金融庁の平成23年度概算要求について

1. 金融行政においては、世界的な金融危機を受けた金融規制改革に係る国際的な議論に積極的に対応するとともに、「新成長戦略」の戦略分野の1つに位置付けられた「金融戦略」の実現に向け、企業の活動や成長を支え、自らも成長する金融の実現に資する施策を推進していく必要がある。

また、国民が安心して金融サービスを利用できる環境を構築するため、利用者の保護、利用者利便の向上、公正・透明な市場の確立等の諸施策、及びこれらに関する広報活動を着実に推進する必要がある。

2. 平成23年度の概算要求に当たっては、政府全体の方針に基づき、歳出における無駄の排除を徹底して行った上で、以上のような金融行政を巡る諸課題に的確に対応する観点から、必要な予算について要求を行うこととする。

3. 具体的には、

新規増員（176人）に必要な経費

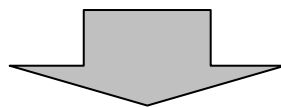
国際会議への参画や海外当局との連携強化に必要な経費

利用者利便の向上のための情報システム整備に必要な経費

等、総額で約242億円を要求することとする。

4. また、「新成長戦略」に基づき、我が国がアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指すための総合的な取組みを積極的に推進する観点から、約1億円の経費を要望することとする。

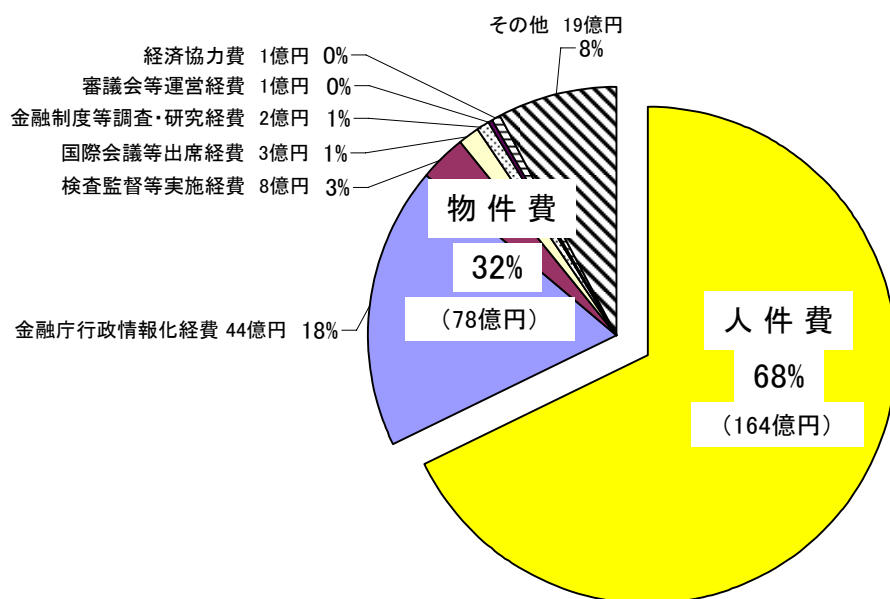
(注) このほか、預金保険機構に係る政府保証枠について、金融システムの安定を引き続き揺るぎないものとするとの考え方に基づき、51兆円を要求。



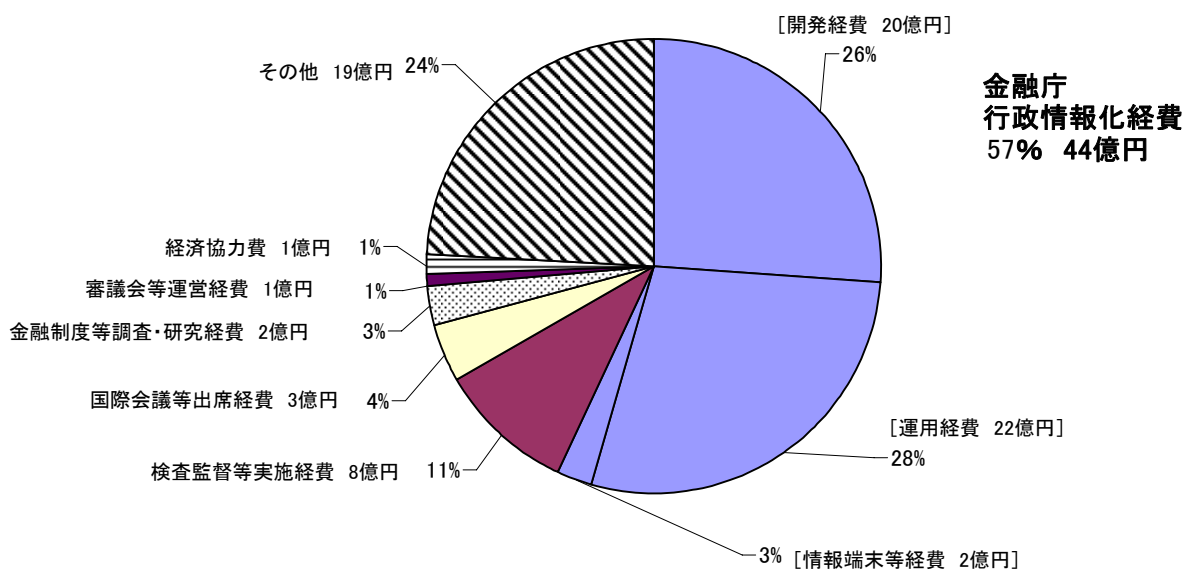
約242億円の経費を要求、約1億円の経費を要望

平成23年度 金融庁予算概算要求の概要

金融庁予算概算要求(242億円)の内訳



物件費予算概算要求(78億円)の内訳



平成23年度 金融庁予算 概算要求・要望の概要

区 分	平成22年度 当初予算額 (A)	平成23年度 概算要求額 (B)	対前年度 増△減額 (B-A)	対前年度 伸び率 (B-A)/(A)
	百万円	百万円	百万円	%
(組織)金融庁	(21,095) 21,936	(21,908) 24,242	(813) 2,307	(3.9) 10.5
人件費	(15,049) 15,144	(15,952) 16,435	(903) 1,291	(6.0) 8.5
物件費	(6,046) 6,792	(5,956) 7,808	(▲90) 1,016	(▲1.5) 15.0
検査監督等実施経費	755	773	18	2.4
金融庁行政情報化経費	(2,592) 3,339	(2,591) 4,443	(▲1) 1,105	(▲0.0) 33.1
金融制度等調査・研究等経費	206	221	15	7.2
審議会等運営経費	87	76	▲12	▲13.3
国際会議等出席経費	277	307	29	10.6
経済協力費	119	110	▲9	▲7.4
その他	2,009	1,877	▲131	▲6.5

要望（新成長戦略）

アジア諸国の金融・資本市場に関する政策協調推進事業	0	99	99	皆増
---------------------------	---	----	----	----

- (注) 1. 各々の計数を百万円未満で四捨五入。
 2. 上記の括弧書は、概算要求組替え基準において、人件費に係る平年度化増等として加算されている計数を除いた額を記載している。
 3. 預金保険機構に係る政府保証枠については、金融システムの安定を引き続き揺るぎないものとするとの考え方に基づき51兆円を要求。

平成23年度機構・定員要求について

以下の体制整備を重点的に行うこととする。

1. 国際的な金融不安への包括的な対応

金融規制改革等に係る国際的なハイレベルの議論への積極的な対応及び我が国の実情に即した規制・監督の枠組みの適切な導入・実施に向けて、

- 世界的な新しい金融規制改革等の枠組みの構築に向け、国際的な議論の場における積極的な参画・貢献
- バーゼル委員会における銀行の自己資本・流動性規制等の議論等を踏まえ、我が国の実情に即した新しい金融規制等の導入・実施に向けた取組み

等を行うために必要な体制等を充実・強化する。(54名の増員要求)

2. 経済成長を支える「金融戦略」の実現に向けた取組み

「新成長戦略」の中に位置付けられた「金融戦略」の実現に向けて、

- 地域・中小企業金融の円滑化に重点を置いた検査・監督における対応の拡充・強化
- 総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設を促す制度・施策の検討
- アジア諸国における金融・資本市場のインフラ整備に向けた支援の拡充

等を行うために必要な体制等を充実・強化する。(40名の増員要求)

3. 国民が安心して利用できる金融システム確立のための対応の強化

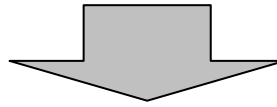
利用者の保護、利用者利便の向上及び公正・透明な市場の確立に向けて、

➤ 詐欺的な投資勧誘の問題への対応など、投資家保護をより一層徹底するための対応強化

➤ いわゆる「不公正ファイナンス」（不適切な第三者割当増資等と併せて不公正な取引等が行われるような複合的事案）への対応強化

等を行うために必要な体制等を充実・強化する。（64名の増員要求）

（注）このほか、金融行政の第一線の現場を支える内部管理部門を充実させる観点から、18名の増員を要求。



計 176名の増員及び所要の機構を要求

（参考）最近の定員数の推移

	20年度末 定員	21年度末 定員	22年度末 定員	23年度 増員要求	22年度 増員要求 (増員数)
総務企画局	314	330	355	68	63 (21)
検査局	441	430	423	29	23 (7)
監督局	253	273	288	37	40 (18)
証券取引等監視委員会	358	374	384	41	61 (17)
公認会計士・監査審査会	51	55	58	1	8 (4)
総計	1,417	1,462	1,508	176	195 (67)